

道南ドクターヘリ運航調整委員会「事後検証部会」運営要領

(目的)

第1条 この要領は「道南ドクターヘリ運航調整委員会」の事業を円滑で効果的に推進するために「事後検証部会」（以下「部会」という。）を設置し、その運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、別表に掲げる各団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 部会に部会長および副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。

(協議事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ドクターヘリが要請を受けた症例の事後検証に関すること。
- (2) その他部会長が必要と認めたこと。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 部会長は会議の決定事項について、道南ドクターヘリ運航調整委員会委員長に報告する。

(事務局)

第5条 部会の事務局を、市立函館病院に置く。

(補足)

第6条 この要領が定めるもののほか必要な事項は、運航調整委員会で定める。

附 則

この要領は平成27年10月1日から施行する。

検証事項等について

1 検証の目的

ドクターヘリによる、治療開始時間および搬送時間の短縮効果、転帰等について分析し、ドクターヘリの有効性や課題について検証を行い、救急医療体制充実に資することを目的とする。

2 検証の対象

前年度の道南ドクターヘリ運航管理室のホットラインで出動要請を受けた全件数について検証する。

なお、26年度から28年度分については29年度に一括で検証する。

3 検証事項

(1) 運航に関わる検証事項

- ① 出動件数、出動区分、未出動およびキャンセルの理由並びに市町別・距離別出動件数等の運航実績に関する検証。
- ② 出動要請者、要請理由、通信手段、出動に関わる時間経過、離着陸場等の運航プロセスに関する検証。
- ③ 出動要請消防機関がドクターヘリを使用しなかった場合の覚知から医療機関収容までの推定陸路搬送時間の検証。

(2) 医学的な検証事項

- ① 搬送患者の疾患分類、重症度、出動の際に行った治療処置、使用薬剤搬送先医療機関、転帰等の搬送患者に関する検証。
- ② ドクターヘリ搬送が救急車搬送と想定した場合と比較しての有効性について検証。

(3) 運航体制に関わる検証事項

(4) その他必要な検証事項